

## 第2章 防災組織

### 第1節 町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、町防災会議条例第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とするもので、その組織及び運営の概要は次のとおりである。

#### 第1 町防災会議組織図



### 第2 運 営

防災会議の運営は、奈井江町防災会議条例及び奈井江町防災会議運営規程の定めるところによる。

## 第2節 奈井江町災害対策本部

町長は、町の区域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災活動を推進するため必要があると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置するものとする。

### 第1 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、別表1及び別表2のとおりとする。

### 第2 本部の設置場所

災害対策本部は、原則として災害対策拠点施設である町役場庁舎内に設置する。

### 第3 本部の設置基準等

#### 1 本部の設置基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるように努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。
- (2) 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき、若しくは地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (4) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

#### 2 本部の設置

本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送及び電話等で周知する。

#### 3 本部の廃止

町長は、予想される災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

#### 4 本部の設置又は解散の通知公表

本部を設置又は廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、住民に対しては電話、広報、文書、その他の方法により周知する。

### 第4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

#### 1 本部員会議の協議事項

- (1) 本部の配備体制の変更及び解除に関すること。
- (2) 災害情報及び災害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

- (3) 自衛隊等関係機関に対する応援の要請及び救助法適用の申請に関すること。
- (4) その他災害対策に関する重要な事項。

2 本部員会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が必要に応じ招集する。
- (2) 本部員は、それぞれの所管事項について必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 本部員は、必要に応じ所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (4) 本部員は、会議の招集が必要であると認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

第5 標識

1 本部の標識

本部を設置したときは、標識（別図1）を役場正面玄関前に掲示するものとする。

2 本部職員の腕章

災害対策に従事する本部職員が、災害時において、非常活動に従事するときは、腕章（別図2）を着用するものとする。

3 本部自動車の標識

災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識（別図3）をつけるものとする。

第6 現地災害対策本部

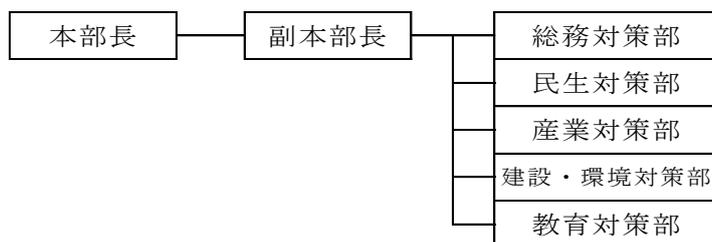
本部長は、災害の規模、状況等に応じ、災害地において本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置することができる。

1 組織等

ア 組織

現地災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

現地災害対策本部組織図



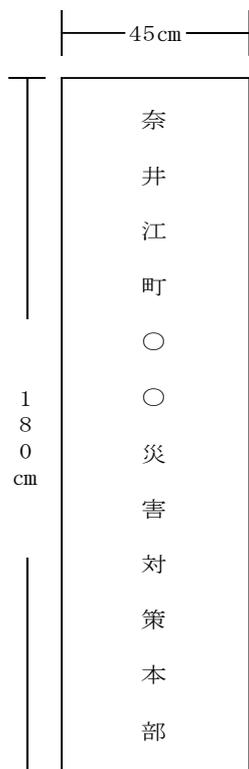
イ 現地災害対策本部の設置又は解散の通知公表

現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、住民に対しては電話、広報、文書、その他の方法により周知する。

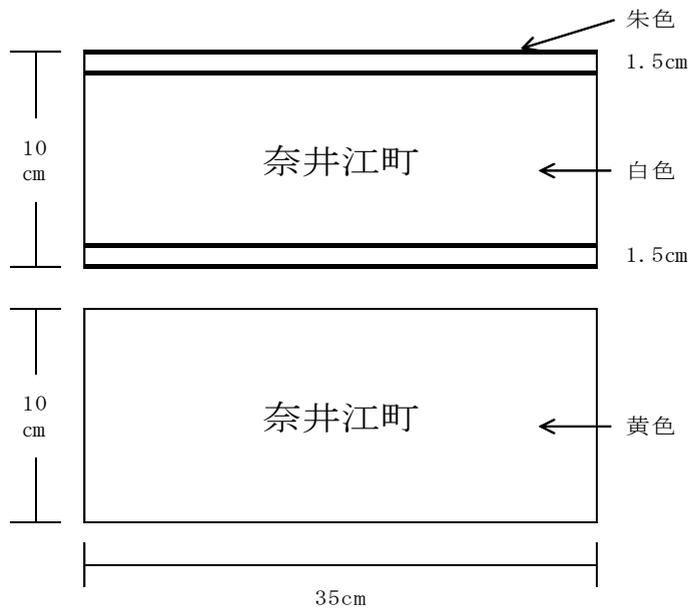
第7 町長の職務の代理

災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

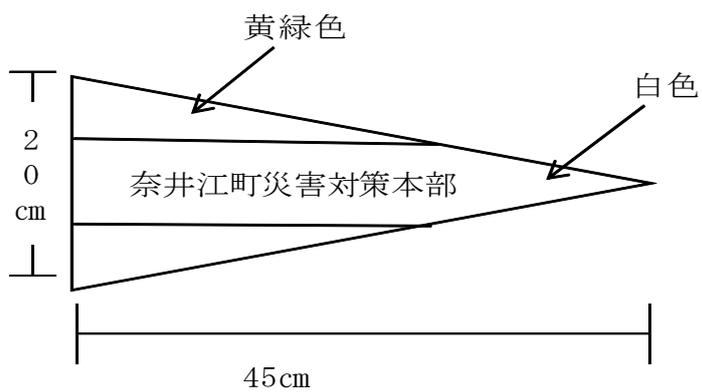
別図1 (第5關係)



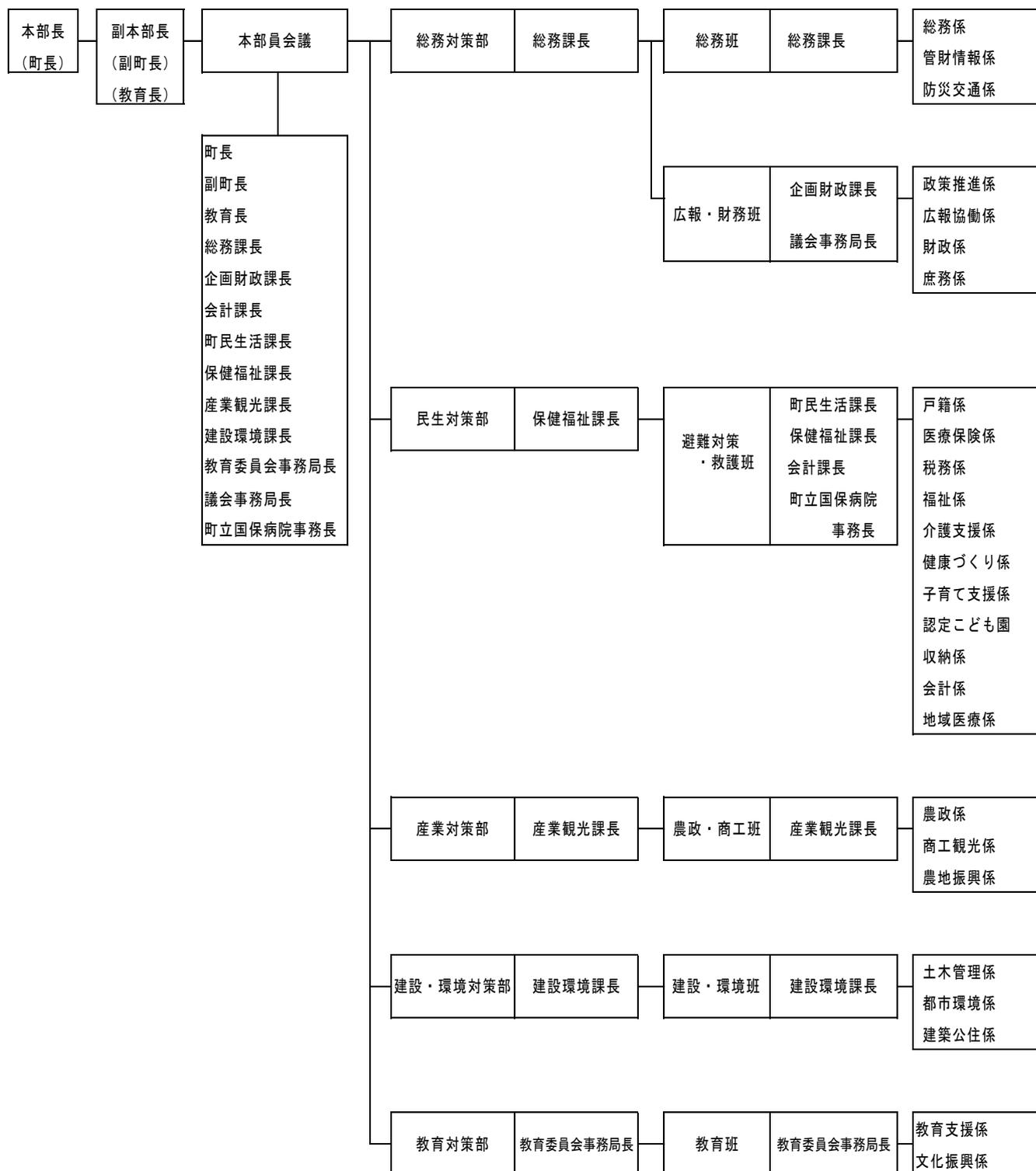
別図2 (第5關係)



別図3 (第5關係)



別表1 組織図  
災害対策本部



別表2 所掌事務

災害対策本部の各班の業務分担は、次のとおりとする。

部	班	所 掌 事 項
総務 対策 部	総務 班	1 災害対策の総括に関する事。
		2 災害対策本部の設置、配備体制及び廃止並びに周知に関する事。
		3 防災会議に関する事。
		4 防災会議その他関係機関との連絡調整に関する事。
		5 災害関係の特別警報・警報・注意報及び情報（以下「防災気象情報」という。）の収集及び伝達に関する事。
		6 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関する事。
		7 災害時の非常通信計画の作成及び実施に関する事。
		8 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関する事。
		9 北海道知事への災害報告に関する事。
		10 災害救助法の適用業務に関する事。
		11 本部記録に関する事。
		12 自衛隊の派遣要請に関する事。
		13 出動本部職員の把握及び各班の応援配置に関する事。
		14 災害時の輸送計画並びに車両の運行実施に関する事。
		15 町有車両の運行管理に関する事。
		16 応急対策及び復旧の資材、人員、食糧等の確保及び輸送に関する事。
		17 一般的被害（人的被害、住宅被害、非住宅被害）の調査に関する事。
		18 災害状況の公表に関する事。
		19 避難の勧告又は指示の発令に関する事。
		20 災害見舞者及び視察者等に対する応対に関する事。
		21 災害復旧と総合計画に関する事。
		22 災害時における防犯・交通安全に関する事。
		23 各部、部内との連絡調整に関する事。
		24 町有財産の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。
広報 ・ 財務 班	広報 ・ 財務 班	1 災害対策の予算措置に関する事。
		2 災害補償に関する事。
		3 災害応急対策及び復旧に要する資金計画に関する事。
		4 総合的な災害記録の作成及び災害調査統計に関する事。
		5 住民に対する災害情報の広報に関する事。
		6 報道機関との連絡に関する事。
		7 災害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関する事。
		8 国、道及び関係機関に対する陳情、要望及び資料調整に関する事。
		1 住民の避難誘導に関する事。（警察、消防機関と協力実施）
		2 避難者の収容及び避難所運営管理並びに連絡調整に関する事。 (1) 収容者の把握及び名簿の作成 (2) 諸記録の作成 (3) 食物及び生活物資の運搬、配布等援護事務 (4) 施設の防火、秩序の維持及び環境整備
		3 被災者の救助計画及び実施に関する事。
		4 炊き出し及び食品等の供給に関する事。

民生 対策 部	避難 対策 ・ 救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 被災者の生活援護及び生活必需品と供給に関する事。</li> <li>6 住民組織との連絡調整に関する事。</li> <li>7 日赤救助機関との連絡調整に関する事。</li> <li>8 救援物資、義援金等の受付及び配分に関する事。</li> <li>9 園児等の避難誘導及び災害時の認定こども園の管理運営に関する事。</li> <li>10 障がい者、老人等の避難誘導に関する事。</li> <li>11 福祉施設利用者の避難誘導に関する事。</li> <li>12 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>13 被災者の町税減免に関する事。</li> <li>14 罹災台帳の作成及び罹災証明に関する事。</li> <li>15 所管医療施設の被害調査及び応急対策等に関する事。</li> <li>16 医療部の編成及び巡回診療に関する事。</li> <li>17 応急救護所の設置及び被災者の応急医療に関する事。</li> <li>18 医療対策本部の設置における医療部隊の編成及び運営に関する事。</li> <li>19 医療施設の警防及び災害復旧対策に関する事。</li> <li>20 医療部隊の出動等、医療活動を実施した際の「緊急医療活動報告書」の作成に関する事。</li> <li>21 その他医療活動の実施に伴う事務に関する事。</li> <li>22 被災者の健康管理指導に関する事。</li> <li>23 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>24 緊急薬品その他衛生資材の供給確保に関する事。</li> <li>25 災害時の医療及び助産関係の連絡調整に関する事。</li> <li>26 災害関係費の出納に関する事。</li> <li>27 義援金品等の出納保管に関する事</li> </ul>
建設 ・ 環境 対策 部	建設 ・ 環境 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及び応急対策、普及対策に関する事。</li> <li>2 交通不能箇所の調査及び運行に関する事。</li> <li>3 除雪に関する事。</li> <li>4 障害物の除去に関する事。</li> <li>5 災害応急資材の確保、輸送及び配分に関する事。</li> <li>6 関係河川の水位雨量の情報収集に関する事。</li> <li>7 水防施設及び危険水防区域等の巡視警戒に関する事。</li> <li>8 水防活動に関する事。</li> <li>9 内水排除活動に関する事。</li> <li>10 災害時における土木建設用機械等の確保及び運用に関する事。</li> <li>11 道路の通行禁止及び制限措置等の総合調整に関する事。</li> <li>12 一般住宅及び公的施設の被害調査、応急対策に関する事。</li> <li>13 避難収容施設及び救護所等の応急修理に関する事。</li> <li>14 災害時の建設用資材の確保、供給に関する事。</li> <li>15 被害住宅復興資金に関する事。</li> <li>16 被災地の住宅建築指導に関する事。</li> <li>17 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>18 災害住宅融資の斡旋に関する事。</li> <li>19 被災宅地安全対策に関する事。</li> <li>20 災害時における都市計画事業の立案及び実施に関する事。</li> <li>21 公園施設、街路樹等の被害調査及び復旧に関する事。</li> </ul>

		<p>22 被災地における飲料水の確保及び供給に関すること。</p> <p>23 中空知広域水道企業団との連絡調整に関すること。</p> <p>24 下水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。</p> <p>25 災害時の廃棄物処理等計画の作成及び実施に関すること。</p> <p>26 防疫、環境衛生保持に関すること。</p> <p>27 死体の埋葬に関すること。</p> <p>28 被災地の死亡獣畜等の処理に関すること。</p> <p>29 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。</p> <p>30 衛生関係施設の被害調査に関すること。</p> <p>31 罹災証明書における被害状況の調査に関すること。</p>
産業 対策 部	農 政 ・ 商 工 班	<p>1 農業施設及び農作物等の被害調査に関すること。</p> <p>2 農業被害に関する応急措置及び災害復旧対策に関すること。</p> <p>3 被災農家等の調査・救護及び経営指導に関すること。</p> <p>4 農業関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>5 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。</p> <p>6 農、畜産物の防疫及び衛生に関すること。</p> <p>7 農業用資材及び家畜飼料の確保・配分に関すること。</p> <p>8 家畜の防疫及び衛生に関すること。</p> <p>9 林業施設及び林産物の被害調査応急対策に関すること。</p> <p>10 林業被害の災害復旧対策に関すること。</p> <p>11 町有林の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>12 森林関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>13 被災林野の病害虫等の防疫に関すること。</p> <p>14 林野火災に関すること。</p> <p>15 土地改良施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。</p> <p>16 排水機場の管理運転に関すること。</p> <p>17 その他農林業災害に関し、各部に属さないこと。</p> <p>18 商工業者の被害調査及び復旧対策に関すること。</p> <p>19 観光施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。</p> <p>20 災害時の消費物資の確保及び安定供給に関すること。</p> <p>21 労務相談及び失業対策に関すること。</p>
教育 対策 部	教 育 班	<p>1 文教施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。</p> <p>2 災害時の応急教育に関すること。</p> <p>3 災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。</p> <p>4 被災児童・生徒に対する学用品・教科書等の供給に関すること。</p> <p>5 災害時の学校経営指導に関すること。</p> <p>6 災害時における学校給食の確保に関すること。</p> <p>7 社会教育施設の被害調査及び復旧対策に関すること。</p> <p>8 文化財の保護及び応急対策に関すること。</p> <p>9 社会教育施設の応急利用に関すること。</p> <p>10 災害活動に協力する女性団体等との連絡調整に関すること。</p>

## 第3節 本部の配備体制

## 第1 配備体制

本部は、被害を最小限度に防止するため迅速かつ強力な非常配備体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても町長が必要と認めたときは、非常配備体制をとることがあるものとする。

種別	配備の時期	配備の内容	任務	配備要員
第1非常配備（準備）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発表され、災害の発生が予想される時。</li> <li>2 町内に震度4の地震が発生した時。</li> <li>3 その他本部長が必要があると認めるとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報連絡のため総務課（防災交通係）が当たる。</li> <li>2 情報連絡のため各課長等をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集</li> <li>2 関係機関との連絡</li> </ol>	各課長及び総務課・建設環境課・産業観光課の係長以上の職員、防災担当職員
第2非常配備（警戒）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生した時。</li> <li>2 町内に震度5弱又は5強の地震が発生した時。</li> <li>3 その他本部長が非常配備を指令した時。</li> </ol>	災害応急対策に関係のある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集</li> <li>2 関係機関との連絡</li> <li>3 応急措置の実施</li> </ol>	各係長以上の職員、防災担当職員
第3非常配備（出動）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域にわたる災害の発生が予想される場合若しくは被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令した時。</li> <li>2 町内に震度6弱以上の地震が発生した時。</li> <li>3 予想されない重大な災害が発生した時。</li> <li>4 気象特別警報が発表された時。</li> <li>5 その他本部長が必要があると認めるとき。</li> </ol>	本部全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制とする。	災害業務全般の実施	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認める場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## 第2 本部各部の配備要請

### 1 動員（召集）の方法

- (1) 総務対策部は、本部長の非常配備決定に基づき各部員及び各部長に対し、本部の設置及び非常配備の規模、種別を通知するものとする。
- (2) 前号の規定による通知を受けた各部長は、配備要員に対し当該通知の内容を周知するものとする。
- (3) 各部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各部においては、あらかじめ部内の動員（召集）系統を確立しておくものとする。
- (5) 本部が設置されない場合における職員の動員（召集）は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

## 第3 非常配備体制の活動要領

### 1 本部の活動の開始及び終了

#### (1) 活動の開始

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合など本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

#### (2) 活動の終了

本部長は、予想された災害の危機が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部の活動を終了し本部を解散するものとする。

### 2 非常配備体制下の活動

#### (1) 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア 総務対策部長は、札幌管区気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受、伝達等を行う。

イ 総務対策部長は、雨量、水位等に関する情報を関係機関から収集する。

ウ 関係各部長は、総務対策部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

エ 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減するものとする。

#### (2) 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下の活動における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び部長会議を開催する。

イ 各部長は、情報の収集及び伝達体制を強化する。

ウ 総務対策部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連携を密にして客観的に情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

エ 各部長は、次の措置を講じ、その状況を本部長に報告するものとする。

(ア) 事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

(イ) 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

(ウ) 関係部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

#### (3) 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制が指令された後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活

動状況を随時本部長に報告するものとする。

3 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、町職員及び関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定めておくことが望ましい。

4 本部連絡員及び本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び本部情報収集責任者を置くものとする。

(1) 本部連絡員

ア 総務対策部長が必要と認めたときは本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部に伝達するものとする。

(2) 本部情報収集責任者

ア 災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

イ 本部情報収集責任者は、総務対策部職員のうちから総務対策部長が指名するものをもって充てる。

ウ 本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たるものとする。

**第4 本部を設置しない場合の準用**

町長は、本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節第1から第3までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

- 1 風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。
- 2 局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。
- 3 本部の設置前又は本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。（町長が招集する対策会議は、本部が設置された場合の本部員会議に準じて対策を行う。）

## 第4節 動員計画

本部設置時における町職員、消防職員及び消防団員の動員に関する事項は、この計画に定める。

### 第1 動員の配備、伝達系統及び方法

#### 1 平常執務時の伝達系統及び方法

災害対策本部の設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合、本部長に指示により、総務対策部長は各部長に対し、庁内放送、電話等により第1非常配備又は第2非常配備を指令するほか、緊急事態に備えて全職員を待機させる、第3非常配備を指令するものとする。



#### 2 休日又は退庁後の伝達系統

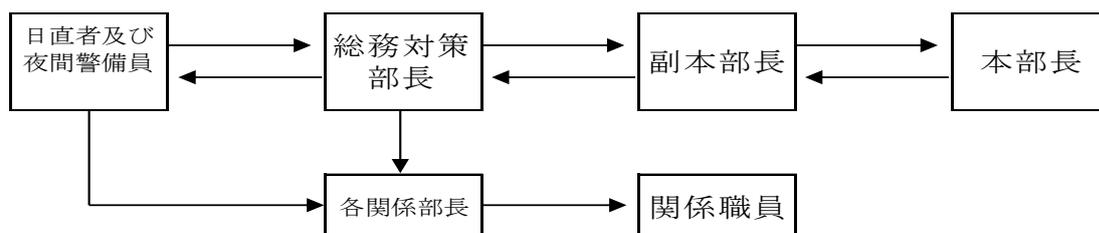
##### ア 各班員への連絡

各班長は、所属職員の住所及び連絡方法を把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出勤の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

##### イ 日直者及び夜間警備員による非常伝達

日直者及び夜間警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務対策部長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長及び職員に通知するものとする。

- (1) 災害発生のおそれのある気象情報等を関係機関から通報され、又は覚知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (2) 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。
- (3) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められているとき。
- (4) 地震が発生した場合。



### 第2 職員の非常登庁

- 1 職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生したとき、又は発生のおそれがある情報を覚知したときは、災害の状況により所属長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。
- 2 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各部長及び各班長は、速やかに職員の参集状況を把握し、総務対策部総務班へ報告するものとする。
- 3 災害が発生し職員が非常登庁する際は、登庁経路における被害の状況等を確認し、被害の状況を各班長に報告するものとする。

また、報告を受けた班長は、被害の状況を各関係部長に連絡するとともに総務対策部長へ報告するものとする。

### 第3 配備体制の確立の報告

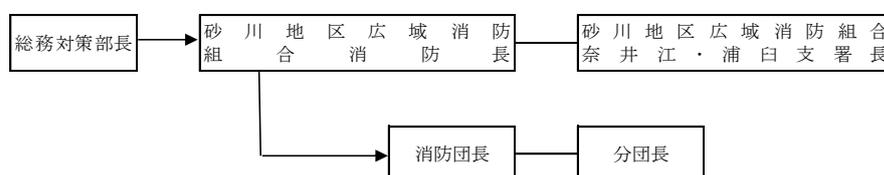
各部長は、本部長の指示に基づく配備体制を整えたときは、直ちに総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。

### 第4 各部別の動員要請

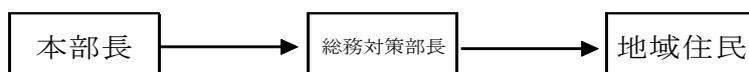
災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各部の所属する部員を他の部に応援させるものとする。また、災害の状況により応援を必要とする部にあつては、総務対策部長を通じて本部長に申し出て必要人数の応援を受けるものとする。

### 第5 消防機関等に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関及び消防団への伝達は、次により行う



### 第6 住民等の緊急従事に対する伝達



## 第5節 住民組織等への協力要請

### 第1 住民組織等への協力要請

町長は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、特に必要と認めるときは、次の各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

### 第2 協力要請先

奈井江町連合区の連絡先とする。連合区の連絡先は、毎年改定となるため、奈井江町役場企画財政課広報協働係に備え付けておくものとする。

### 第3 協力要請事項

- 1 災害時における住民の避難誘導、救出並びに被災者の保護に関すること。
- 2 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- 3 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- 4 災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
- 5 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- 6 避難所内で炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- 7 災害箇所の応急措置に関すること。
- 8 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- 9 その他救助活動に必要な事項で本部長が協力を求めたもの。

### 第4 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、広報車及び消防自動車等により周知徹底すると同時に地区情報連絡員が行うものとする。

### 第5 地区情報連絡員

気象警報及び災害情報の収集伝達のため、各地区連合区長をもって地区情報連絡員に充てる。